

熱中症予防管理者教育のご案内

作業場、現場での熱中症の早期発見や重篤化を防ぐための対策として、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務づけられました(安衛則第612条の2)。早期発見や重篤化を防ぐ対策を怠ると事業者には罰則等が科せられます。

「令和7年度 STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要項(令和7年2月28日制定)」では、熱中症予防の管理体制を確立するうえで「熱中症予防管理者」の選任と業務の実施を定め、労働行政のチェックリスト等を活用し、今般の改正事項を含めた各種対策の実施確認を呼びかけています。この熱中症予防管理者には教育研修の実施が求められ、関係労働者に対する教育も必要となります。

職場での熱中症対策が義務化され、違反した場合には6カ月以下の懲役または50万以下の罰金が科されることが労働安全法の改正により、本年6月1日から施行されます。

本改正の適用は、事業者の業種や人数及び屋内・屋外を問わず全ての事業場が対象となります

本教育は、講義形式で習得し、実施要項に定める管理業務を、適切に実施できる管理者の育成を目的として開催するものです。

- 1 講習日時 令和7年 7月28日(月) 午後1:00～午後5:15(受付開始12:30～)
- 2 会 場 川口機械協同組合 3F 会議室川口市本町3丁目3-6(川口駅東口下車 徒歩7分)
- 3 受講費用 (1) **当協会・会員・8,800円**(受講料:7,260円・テキスト1,540円(10%消費税含))
(2) **非会員 9,900円**(受講料:8,360円・テキスト1,540円(10%消費税含))
※納入いただいた講習費用はお返しいたしません。
- 4 定 員 50名(受講者数が所定の人数に達しない場合には講習を中止する場合があります。)
- 5 申込方法 **事前にお電話にて、ご予約下さい。**予約順に席をお取りします。
次のいずれかの方法で、講習日の**10日前まで**にお手続きを完了してください。
- 6 申込先 一般社団法人 川口地区労働基準協会
〒332-0016
川口市幸町1-1-17 フクロク・ハイ・マンション1号館201号室
TEL 048-258-3756 FAX 048-253-7620
受付時間 9:00～12:00 13:00～17:00(土日祝は除く)

① 振込でのお支払い 受講申込書等を普通郵便でご送付頂き、受講日の10日前までに下記口座へ受講費用をお振込み下さい。受領確認後、受講票をFAX、又は郵送(定型サイズ・宛名明記・110円切手貼付の返信用封筒同封)致します。

〈振込先〉・埼玉りそな銀行川口支店 普通0022891(一社)川口地区労働基準協会

② 現金でのお支払い 受講申込書等・受講費用・返信用封筒(定型サイズ、宛名明記、110円切手貼付)を、同封の上現金書留にてご送付ください。

受領後、受講票と領収証を送付致します。

事務所持参申込を希望される場合は、予約時にお申し出ください。

※請求書・領収証が必要な場合は、必ず返信用封筒(定型サイズ、宛名明記、110円切手貼付)を同封し、〇〇希望と記載したメモを付けて下さい

- 7 その他 講習修了者には、「修了証」を交付します。